

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則ほか3規則をここに公布する。

令和8年3月31日

松江市教育委員会 教育長 青木佳子



松江市教育委員会規則第2号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第3号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第4号

松江市立天文台設置使用規程を廃止する規則

松江市教育委員会規則第5号

松江市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

松江市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

松江市立学校施設使用条例施行規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前	
(冷房及び暖房並びに照明の使用料)			(冷房、 <u>暖房及び</u> 照明の使用料)	
第 3 条 条例____別表備考 2 に定める額は、 <u>別表のとおり</u> ____とする。			第 3 条 条例 <u>第 8 条</u> 別表備考 2 に定める額は、 <u>1 時間当たり 100 円</u> とする。	
別表(第 3 条関係)				
	使用区分	使用料(1時間当たり)		
		冷房及び暖房	照明	
施設				
松江市立義務教育学校玉湯学園 体育館		1,430円		
会議室等		100円		
校庭			100円	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。